

南アルプス市パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定め、市の政策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市と市民の協働による開かれた市政推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、この案に対して市民等から提出された意見及び提案(以下「意見等」という。)を考慮して、意思決定を行うとともに、その意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員をいう。
- (3) 市民等 市に関係する者のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 市に対して納税義務を有する者
 - カ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画、それぞれの行政分野における施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画の策定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

(対象の適用除外)

第4条 政策等の策定が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 市民等への意見を聴く手続等が法令等で定められているもの
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (3) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微であるものと実施機関が認めた事項

(公表の時期等)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げるもの(以下「政策等」という。)の策定をしようとするときは、その意思決定前の適切な時期に、この手続に必要な期間を設け政策等の案を公表しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するよう努めなければならない。
 - (1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び経緯
 - (2) 前号に掲げるもののほか、政策等の案の説明に必要なもの
- 3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

(意見等の提出等)

第6条 実施機関は、市民等が政策等の案についての意見等を提出するために30日以上意見等の提出期間及び次項の規定の提出方法により、当該政策等の案を公表する時に明示するとともに、意見等の提出を受けなければならない。ただし、やむをえない特別な理由があるときは、提出期間を30日未満とすることができる。

- 2 前項の意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 当該意見等を提出しようとする市民等は、原則として住所、氏名(団体名)その他実施機関が必要と認める事項を明示しなければならない。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定についての意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等について意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する考え方及び政策等の案を修正したときにあつては当該修正内容を公表しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による公表において、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち、類似の意見等及びこれに対する実施機関の考え方をまとめて公表するものとする。ただし、意見等のうち、公表することにより、個人又は法人の権利、利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 前2項の規定による公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。

(実施状況の把握及び一覧表の作成等)

第8条 市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 案件名

(2) 公表日

(3) 意見等の提出期限

(4) 政策等の案等の入手方法及び問い合わせ先

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。